

お茶ツーリズム専門家派遣制度運営業務 公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

円安や訪日人気で急増するインバウンド観光客においては、リピーターが増えていくにあたり、札幌、東京、大阪、京都等の主要な観光地から地方への訪問ニーズが高まっている。これまで本市においてはインバウンドのプロモーションが十分に行えておらず、機会損失を起こしている。そこで本市におけるキラーコンテンツを「お茶ツーリズム」に定め、市内お茶ツーリズムのプログラム造成及び高付加価値化並びに販路開拓を目的とした専門家派遣を実施し、市内でいつでもどこでも質の高いお茶ツーリズムプログラムを提供できるようにする。

2 業務の概要

(1) 業務名

令和8年度 観文観委第35号 お茶ツーリズム専門家派遣制度運営業務

(2) 業務内容

別紙1「お茶ツーリズム専門家派遣制度運営業務委託仕様書」（以下「仕様書」という）のとおり

(3) 委託期間

契約締結日から令和9年3月15日まで

(4) 契約上限金額

5,000,000円（消費税額及び地方消費税額10%を含む）を提案金額の上限とする。

※ 仕様書記載の業務を実施するために必要な一切の経費を含む。

※ この金額は、契約時の予定価格を示すものではない。

※ 上限額を超えた者は失格とする。

(5) 支払方法

業務完了後の一括払いまたは2回払いとする。

(6) その他

- ① 企画提案の内容に基づく見積額は、正当な理由がない限り契約時に増額することは認めない。また、提案内容等を勘案して決定するために、委託契約額が見積額と同じになるとは限らないことに留意すること。
- ② 受託候補者となった者は、その地位・権利の譲渡ができないものとし、契約締結後、当該委託業務すべての履行を再委託することは禁止とする。ただし、一部の履行を第三者に委託する必要があるときは、あらかじめ静岡市（以下、本市とする。）の承認を得た場合はその限りではない。

3 プロポーザルに参加する者に必要な資格に関する事項

申請日から見積執行（徴収）日までの間、次に掲げる条件を満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (3) 暴力団員等（静岡市暴力団排除条例（平成25年静岡市条例第11号）第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）、暴力団員（同条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）の配偶者（暴力団員と生計を一にする配偶者で、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）及び暴力団員等と密接な関係を有するものでないこと。
- (4) 静岡市入札参加停止等措置要綱（令和8年4月1日施行）による入札参加停止措置の期間中でないこと。
- (5) 共同企業体（JV）での提案も可とする。
- (6) 国税及び地方税の滞納がないこと。
- (7) 静岡市内に事業所を持つ事業者であること。

4 審査スケジュール

内容	期間	注意事項
公募開始	令和8年4月17日（金）	静岡市ホームページ上で公開します。
<u>質問受付</u>	<u>令和8年4月24日（金）17時まで</u>	質問票【様式5】に記載の上、電子フォームより提出してください。電話・FAX等での質疑応答は行いません。
質問に対する回答	令和8年5月1日（金）17時まで	質問者に対し、電子メールで送付するとともに、ホームページで公開します。
<u>企画提案書提出</u> （プロポーザル参加申請書等提出書類一式を含む）	<u>令和8年5月8日（金）17時まで</u>	電子フォームにて提出してください。
書類選考（1次選考）	令和8年5月11日（月）から令和8年5月13日（水）まで	書類選考により3者程度を選定します。
書類選考（1次選考）	令和8年5月13日（水）	書類選考で選定した業者

審査結果通知		には、プレゼンテーションの参集時刻及び開催場所を電子メールにて通知します。
プレゼンテーション (2次選考)	令和8年5月18日(月)	
最終審査結果の通知	令和8年5月22日(金)	プレゼンテーション(2次選考)の参加者全てに通知します。
契約候補者とならない者が説明を求めたときの説明要求期限	令和8年5月29日(金)12時まで	
説明要求に対する回答	令和8年6月5日(金)17時まで	

5 提出書類等

- (1) プロポーザル参加申請書【様式1】
- (2) 会社概要書【様式2】
- (3) 類似事業実績報告書【様式3】
- (4) 商業登記簿謄本
- (5) 貸借対照表、損益計算書(直近1年度分)
- (6) 納税証明書(申請日前3ヶ月以内に証明されたもの)
 - ① 消費税納税証明書(1部、直近3ヶ月以内)
 - ② 市民税納税証明書(1部、直近3ヶ月以内)
- (7) 企画提案書
- (8) 見積書
- (9) 共同企業体協定書
 - ※共同企業体(JV)で提案する場合のみ

6 企画提案書について

企画提案書を作成するにあたり、次の事項に留意して作成してください。

- (1) 書式
 - ① 用紙サイズはA4版を基本とし、縦横どちらでも構いません。
 - ② 企画提案書は下記フォームより提出してください。
(提出フォーム)

ファイル形式は、Microsoft Word、Microsoft PowerPoint、Microsoft Excel、PDF形

式としてください。

- ③ 提案書のページ数制限はありませんが、15分で説明できる内容としてください。
また提案書についてはMicrosoft PowerPoint またはPDF形式としてください。

④ 質問については個別に回答することができません。

HPに掲載されている質問用紙に記入の上、令和8年4月24日(水)17時までに下記フォームにて提出してください。

※電話・FAX等での提出は受け付けません。

(提出フォーム)

- ⑤ 企画提案する際に、提案内容について、目標値を提示してください。また併せて算出方法及び達成に向けた取り組みを明確に示すとともに、KPIの確認手法についても明記してください。

7 書類選考（1次選考）

(1) 実施方法等

- ① 提出された企画提案書等の書類について、事務局にて評価し、3者程度を選定します。
- ② 企画提案審査基準に基づき、項目ごとに数値化して採点し、合計点数により審査します。
- ③ 応募者が4者に満たない場合は、書類選考を行いません。

(2) 書類選考結果の通知

全ての参加者に選考結果を通知します。

8 プレゼンテーション（2次選考）

(1) 実施方法等

- ① プレゼンテーションにおける時間配分の目安は次のとおりです。
- ア 準備：5分
- イ 説明：15分
- ウ 質疑応答：15分
- ② プレゼンテーションは、原則として、本業務を受託する際に担当者として従事する方が行って下さい。
- ③ プレゼンテーションの出席者は、2名以内とします。
- ④ プレゼンテーションにパソコンを使用する場合は持参してください。
- ⑤ プロジェクタ、スクリーン等は事務局が用意します。
- ⑥ 提出された企画提案書等の書類及びプレゼンテーションの内容については非公開とします。
- ⑦ オンラインでのプレゼンテーションを希望する場合はあらかじめ事務局に申し出

てください。

(2) 評価者

本市が設置するお茶ツーリズム専門家派遣制度運営業務におけるプロポーザル審査会における審査員が評価者となります。

(3) 企画提案の評価

企画提案書、見積金額及びプレゼンテーションの内容について、企画提案審査基準（別紙2）に基づき項目ごとに数値化して採点し、その採点結果に基づく順位を換算点として数値化した上で、その換算点数が最も高い事業者を本委託業務の候補者とします。企画提案審査基準の評価項目を参考にして、プレゼンテーションを行ってください。

(4) 要求水準を満たさない場合

審査員の採点の合計が7割(175点)を下回った場合は候補者の選定は行いません。

9 失格条件

次の事項に該当する場合は失格とします。

- (1) 提出すべき書類に不足や虚偽の記載があった場合。
- (2) 審査の透明性・公平性を害する行為があった場合。
- (3) その他この書面に示した条件に適合しない場合。

10 その他

- (1) 提出書類作成、プレゼンテーションに係る費用は、貴社の負担とします。
- (2) 提出期限以降に関係書類の差し替えや再提出は認めません。
- (3) 提出書類作成等のため本市から入手した資料等がある場合は、本市の了解なく使用及び公表することはできません。
- (4) 提出書類について本市は選定手続きに必要な範囲において複製することがあります。
- (5) 提出書類は契約候補者選定の目的以外に使用しません。ただし、静岡市情報公開条例（平成15年4月1日条例第4号）第7条に基づき、開示請求があったときは、法人等の競争上又は事業運営上の地域を害すると認められるもの等不開示情報を除いて、開示請求者に開示します。

11 事務局（問合せ先）

〒420 - 8602 静岡県静岡市葵区追手町5番1号（静岡市役所 静岡庁舎 新館16階）
静岡市観光文化・市民局 観光国際課 観光推進第1係
担当者：武馬（たけま） 電話：054-221-1454
メール：kankou@city.shizuoka.lg.jp

お茶ツーリズム専門家派遣制度運営業務 審査基準

評価項目		評価内容	配点	倍率	点数
視点 ①	1. 事業実施体制	専門家派遣制度運営において、十分な人員体制か。	5点	×2	
	2. 類似事業実績	過去に類似業務の受注実績があり、同等以上の規模の契約を履行した実績があるか。	5点	×1	
視点 ②	3. 事業広報	専門家派遣制度説明会及び広報物の作成において、事業の広報を十分に行うことができ、ターゲットへの告知を十分に行うことができるか。	5点	×1	
視点 ③	4. 専門家派遣 派遣計画	申請事業者のニーズを把握し、効果的な支援計画を立てることができるか。	5点	×2	
	5. 専門家派遣 実施管理	専門家が支援内容を把握し、効果的な支援を行うようなサポートができるか。	5点	×2	
	6. 効果測定	専門家派遣後の効果測定が十分に行えるような仕組みとなっているか。	5点	×2	
合 計					50点